各種調査結果を踏まえた改定方針

Ⅰ　各種調査結果を踏まえたバリアフリーに関する主な現状・課題

前述した特定事業等の進捗状況やアンケート調査、地域懇談会の結果に加え、本区におけるバリアフリーに関する現状を調査し、現状に対する課題を整理しました。

表　各種調査結果を踏まえたバリアフリーに関する主な現状・課題

調査項目	詳細項目	主な現状と課題
関連法令、上位計画、関連事業等の整理	関連法令	➢ バリアフリー法の改正（H30・R2）でタクシーが公共交通特定事業の対象となり、公立小中学校等が新たなバリアフリー化の対象となりました。これらについて、**生活関連施設への追加や特定事業の検討が必要**です。【→課題1、3】 ➢ バリアフリー法の改正のほか、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正も進められ、トイレや駐車場などの施設・設備に関する機能拡充が示されました。施設・設備等のさらなるバリアフリー化の推進のため、**各種基準等の改正を踏まえた移動等円滑化に向けた配慮事項や特定事業等の設定が必要**です。【→課題2】 ➢ バリアフリー法の改正（R2）では、心のバリアフリーのさらなる推進（教育啓発特定事業の追加）やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されたほか、公共交通事業者に対するソフト基準（役務の提供）や利用者への広報・啓発など、ソフト施策に関する記載の充実が図られました。また、国の検討会（R7）※1 では、「心のバリアフリー」の用語の理解だけでなく、「障害の社会モデル※2」の理解が重要であることが示されました。これらを踏まえ、心のバリアフリー、情報のバリアフリー等の推進に向けて、福祉・教育等の取組との連携を図りながら、**ソフト施策のさらなる充実が必要**です。【→課題6】 ➢ バリアフリー法では、バリアフリー施策の評価等にあたり、障害者等の参画・視点の反映が必要であることが示されていることから、**区民の意見を収集し、反映する取組が必要**です。【→課題7】
	上位計画・関連事業等	➢ 文京区都市マスタープラン2024では、区内を都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部の5区分に分けており、それぞれの地域でまちづくりの方針を示しています。総合的な都市機能の増進を図るため、この**地域区分と整合を図った重点整備地区の設定が必要**です。現行基本構想でもこの地域区分に則り重点整備地区を設定しており、改定基本構想でもこの考え方を踏襲します。【→課題対応済み】
区内全域の概況整理	人口等	➢ 区内の高齢者数や知的・精神障害者数は、現行基本構想の策定時と比べて増加しています。さらに、区内の外国人登録者数は約1.9倍増加しています。これらを踏まえ、多様な人々へのわかりやすさに配慮した情報提供を進めるため、ICT 等を活用した**情報のバリアフリーや特定事業等の設定による案内等の整備等について、より一層の推進が必要**です。【→課題3、6】
	鉄道駅	➢ 区内20駅の全てでバリアフリールートが1ルート以上確保され、車いす使用者用トイレや可動式ホーム柵等も整備されています。引き続き、関連法令の改正等も踏まえ、バリアフリールートの複数化・乗換ルートの確保、ソフト基準への対応など、**特定事業等の設定によるさらなる整備促進が必要**です。【→課題3】
	バス	➢ 路線バス（都営バス）、コミュニティバス（B-ぐる）ともに、全ての車両がノンステップバス化されており、区内の全バス路線でバリアフリー対応車両が運行されています。今後は、バリアフリー法の改正により新たに規定された**ソフト基準への対応として、乗務員等による役務の提供や情報提供が必要**です。【→課題5】
	タクシー	➢ 東京都のユニバーサルデザインタクシーの導入率は約68％（R7.3現在、東京ハイヤー・タクシー協会資料より）となっており、引き続き推進が必要です。また、**ソフト基準に対応した乗務員等による役務の提供や情報提供が必要**です。【→課題5】
	道路	➢ 現行基本構想の生活関連経路は、バリアフリー化を進めるべき道路として国が定める特定道路に指定（H31）されており、令和５年度末時点の整備状況は 69％となっています。引き続き、**特定事業等の設定によるさらなる整備促進が必要**です。【→課題3】
特定事業等の進捗状況調査	事業進捗状況	➢ 現行基本構想における短期・中期の特定事業等の完了・継続率は89％となっています。**未完了事業や継続事業については、引き続き事業を改定基本構想に位置づけ、バリアフリー化を推進する必要**があります。また、さらなるバリアフリー化のボトムアップを図るため、**生活関連施設を拡充し新たな特定事業を位置づけることが必要**です。【→課題1、3、4】
アンケート調査・地域懇談会等における意見		➢ 上記に示した課題1～7は、アンケート調査や地域懇談会等における**当事者意見を踏まえて対応・改善を図ることが必要**です。【→課題8】 ➢ 無人改札での対応や視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保など、公共交通や道路などの事業種別、地域別、施設個別の意見を収集しています。これらのバリアフリー課題への対応として、**意見を踏まえた移動等円滑化に向けた配慮事項や地区別計画に関する基本方針、特定事業等の設定が必要**です。【→課題8】

※1　バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会　最終とりまとめ　令和７年６月

※2　障害の社会モデル：障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

2　改定方針

前述のバリアフリーに関する主な現状・課題を踏まえ、全体像として、基本構想の改定方針を整理しました。以下に総括図を示すとともに、次ページ以降に改定方針の内容を示します。

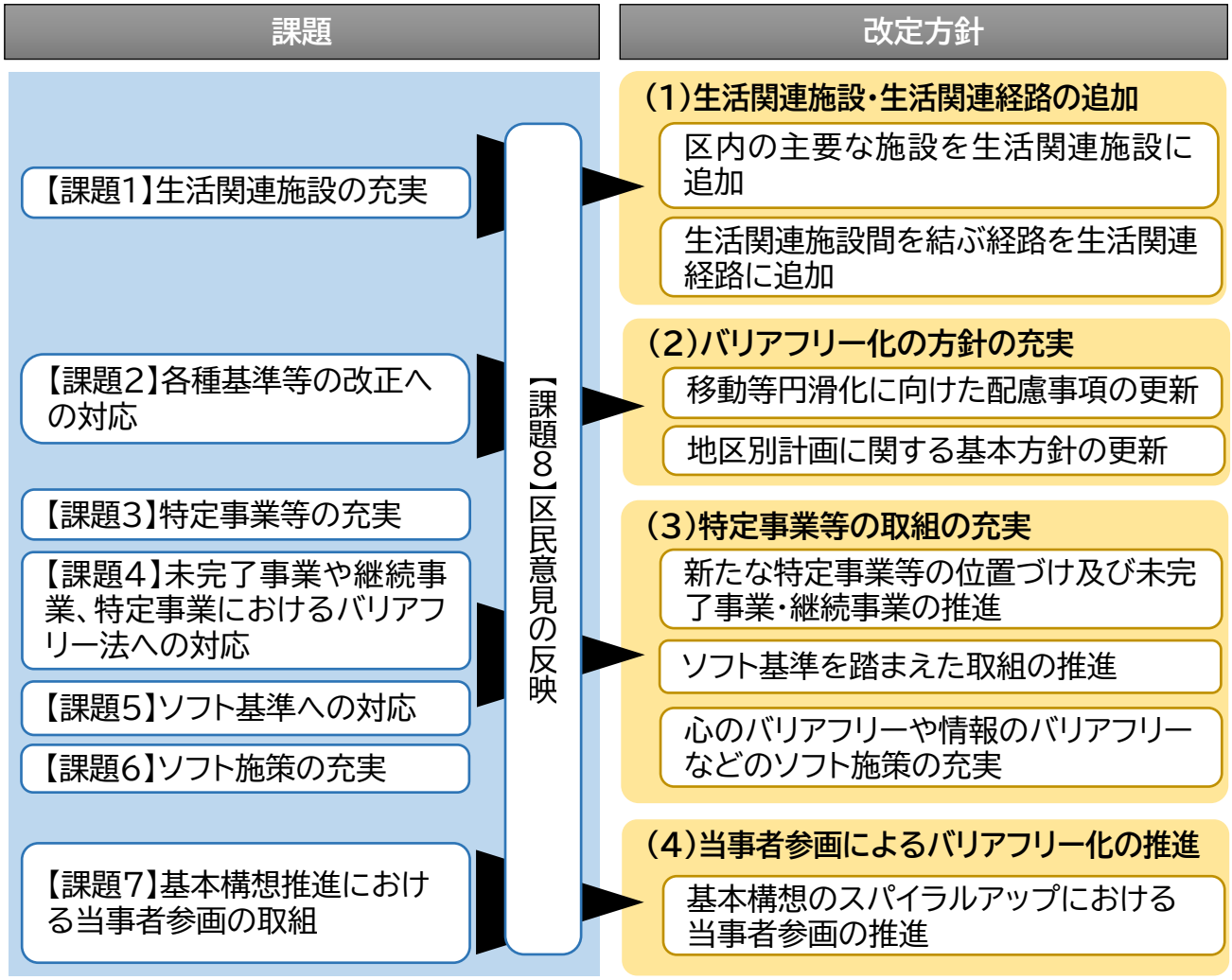

図　課題と改定方針の総括

（１）生活関連施設・生活関連経路の追加

改定方針
■区内の主要な施設を生活関連施設に追加 　現行基本構想における生活関連施設の設定の考え方を踏まえた時点修正を行うとともに、バリアフリー法の改正で新たにバリアフリー化の対象になった公立小中学校などを生活関連施設に追加し、区内の主要な施設のバリアフリー化を推進します。 **■生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に追加** 　上記で見直した生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に追加し、区内道路等のバリアフリー化を図ります。 　なお、生活関連経路は、文京区都市マスタープラン2024の道路・交通ネットワーク方針との整合を考慮して設定し、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつく、利便性の高い歩行者ネットワークの構築を図ります。

（２）バリアフリー化の方針の充実

改定方針
■移動等円滑化に向けた配慮事項の更新 　現行基本構想では、高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、公共交通や道路、建築物などの事業種別に「移動等円滑化に向けた配慮事項」を示し、バリアフリー化を推進してきました。 　改定基本構想では、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正内容（車いす使用者用便房の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）、及びアンケート調査や地域懇談会等における区民意見を踏まえ、より充実した「移動等円滑化に向けた配慮事項」を示します。 **■地区別計画に関する基本方針の更新** 　現行基本構想では、都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部の重点整備地区別に「地区別計画に関する基本方針」を示し、地区ごとのバリアフリー化を推進してきました。 　改定基本構想では、地域懇談会における区民意見等を踏まえ、より充実した「地区別計画に関する基本方針」を示します。

（３）特定事業等の取組の充実

改定方針
■新たな特定事業の位置づけ及び未完了事業・継続事業の推進 　バリアフリー法において新たに追加された「教育啓発特定事業」の追加や、改正された各種基準等への適合（車いす使用者用便房の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）、追加する生活関連施設・生活関連経路等の特定事業の位置づけを図ります。 　また、現行基本構想の特定事業等における未完了事業や継続事業の推進を図ります。 **■ソフト基準を踏まえた取組の推進** 　バリアフリー法の改正により、「公共交通事業者に対するソフト基準適合義務の創設」が規定されたことを受け、ハード整備のみならず、ソフト基準を踏まえた職員等による役務の提供や情報提供を推進します。 **■心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどのソフト施策の充実** 　現行基本構想における心のバリアフリーやバリアフリーに関する情報発信などのソフト施策等について、福祉・教育等の取組との連携や、ICT 等の活用を図りながら、より一層の推進・拡充を図ります。

（４）当事者参画によるバリアフリー化の推進

改定方針
■基本構想のスパイラルアップにおける当事者参画の推進 　基本構想の改定後、特定事業等の実施状況の確認・評価等において、当事者参画における基本構想のスパイラルアップを図ります。